

福島市立鎌田小学校 いじめ防止基本方針

1 目的

この基本方針は、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）、福島市いじめ防止基本方針等に基づき、本校のいじめ防止対策の基本的事項を定めるものです。

2 基本理念

すべての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝です。子どもにとって、いじめは、その健やかな成長への阻害要因となるだけでなく将来に向けた希望が失われるなど、深刻な影響を与えるという認識に立つ必要があります。本校は、以下の基本理念を掲げ、いじめの防止に取り組みます。

- (1) いじめは人間の尊厳を傷つける重大な人権侵害であるとの認識に立ち、いじめ防止に取り組みます。
- (2) いじめは全ての子どもに関する問題であり、「いじめは現に起きている」との認識に立ち、いじめの早期発見に努めます。
- (3) 子どもの生命及び心身を保護することが最重要であるとの認識に立ち、いじめを受けた子どもに寄り添うとともに、家庭、地域、教育委員会、関係機関等と連携し、解決を図ります。

3 取組の基本姿勢

「いじめは現に起きている」との認識をもち、早期発見、完全解決に向け、学校の総力をあげて取り組みます。解決にあたっては、積極的に保護者や地域住民、関係諸機関と連携を図ります。なお、いじめの定義は、以下によるものとします。

いじめの定義（いじめ防止対策推進法より）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

4 基本的な考え方

児童のいじめを防止するために、社会全体がいじめの起きない風土づくりに努める必要があります。また、いじめを察知した場合は適切に指導することが重要です。学校全体で児童の健やかな成長を支え、見守るため、いじめ防止及びいじめの解消に向けた取組を進めるにあたっての基本的な考え方を次のとおり示します。

- (1) 全ての児童にとって、安全で安心な学校づくり・学級づくりを目指します。
- (2) いじめの未然防止のため、児童に、「いじめは絶対に許されない」ことを理解させるとともに、思いやりや助け合いの心、規範意識等を育て、望ましい人間関係を築けるよう指導します。
- (3) いじめの早期発見のため、アンケート調査（学期ごと3回）等を実施するとともに、個々の教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高めます。
- (4) いじめの解決に向けた取組として、児童の生命及び心身を保護することが最優先課題であるという認識に立ち、いじめを受けた児童に寄り添い、家庭、地域、関係機関等との連携によっていじめを解決します。
- (5) いじめ防止及び対応のため、学校いじめ対策組織として、以下の2つの組織を設置します。
 - ① いじめ対策委員会
 - ・ 校外委員（学校評議員）及び校内委員（校長、教頭、主幹、教務、生徒指導主事）、その他校長が必要と認める者で構成し、設置要項は別途定める。
 - ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況等の検証及び改善案等の提示をする。
 - ・ 重大事態及び校長が依頼した事案について事実認定・調査等を行う。
 - ② いじめ防止委員会
 - ・ 校長、教頭、主幹、教務、生徒指導主事、生徒指導委員会で構成する。いじめと考えられるもの全てに対応するため、速やかに関係者を招集する。
 - ・ 具体的な年間計画の作成及び実施の主体となる。
 - ・ いじめの相談・通報窓口を設置する。
 - ・ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有をする。
 - ・ いじめの疑いに係る情報があった場合の、情報の共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応をする。
- (6) 本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・改善等を行い、見直しを図るなど、PDCAサイクルを実行します。

5 取組の内容

- (1) 日常の教育活動を通して
 - 様々な異なる考えや意見を出し合える自由な雰囲気確保し、児童が互いの違いを理解し、「いろいろな人がいた方がよい」と思えるように働きかける。
 - 様々な観点から、児童が興味を抱くこと、好きになれること、夢中になれることを学校生活の中で提供する。
 - 積極的に異年齢交流に取り組む。

- 係活動や児童会活動などにおいて、児童自身が考える機会を用意する。
- 「困った、助けて」と言える雰囲気と「困った」をしっかり受け止めることができる体制を築く。
- 教師と子ども、子ども同士の信頼関係を構築するとともに、子ども一人一人のよさを伸ばす取組を行うことで、「居場所づくり」「絆づくり」を行い、子ども一人一人に居場所のある温かい学級づくりを推進する。
- 道徳教育、人権教育、国際理解教育、SOSの出し方に関する教育等を充実するとともに、保護者や地域住民への啓発活動を行う。

(2) 未然防止

- 学級活動や児童会活動などで、児童自らがいじめに関する課題に対し、自分事として捉え、主体的に考える機会を設定する。
- いじめに関して、動画などの教材に児童同士で検討したり、ロールプレイを行ったり、体験的な学びの機会を用意する。
- 自分の感情に気づき適切に表現することについて学んだり、自己理解や他者理解を促進したりする心理教育の視点を取り入れたいじめ防止の取組を行う。
- いじめを抑止する「仲裁者」やいじめを告発する「相談者」が現れるよう、担任（教職員全員）がいじめられる側を「絶対を守る」という意思表示を行う。
- 発達段階に応じて、法や学校いじめ防止基本方針について理解を深めるとともに、法律の意味や役割について学ぶ機会を持つ。
- 年度初めに、いじめ防止委員年間計画について全教職員で確認する。
- 外部委員をメンバーに含めた「いじめ対策委員会」の定例会を年2回を開催する。また、重大事態が発生した場合や校長が依頼した事案がある場合は、随時開催する。
- 教職員研修を年2回実施し、教職員の資質の向上を図る。
- 家庭訪問、電話連絡、学校・学年だより、ホームページなどを通じて家庭との緊密な連携・協力を図る。
- いじめ等による子どもの悩み相談窓口について、周知する。

(3) 早期発見

- 本人や保護者からの訴えに真摯に対応する。
- 児童の表情や学級の雰囲気から違和感に気づき、兆候を察知できるよう、担任とともに学年など複数人で児童を見る体制づくりを行う。
- 家庭や地域、関係機関と連携し、いじめに気づくネットワークを拡げる。
- 保健室、相談室等の利用及び電話相談窓口の周知等による悩んでいる児童が相談しやすい体制を整備する。
- 6月、11月、2月をいじめ防止月間と定め、児童への啓発とともに子ども向け生活アンケート、教育相談などを実施し、早期発見に努める。

- アンケート実施後は、速やかに内容の確認とダブルチェック（人を替えて、複数人で再確認）を行い、少しでもいじめに関係すると思われる内容があれば、時を置かず対応する。
- 教職員全体で、いじめに関する情報を共有する。

(4) 早期対応

- いじめ防止委員会を開催し、関係職員を招集し、いじめの事実確認と原因究明をし、対応を検討する。
- 被害児童及びいじめを知らせてきた児童の安全を最優先に行う。
- 被害児童の心情を理解し、傷ついた心のケアを行う。
- 被害児童のニーズの確認を行う。
- 被害児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- 加害児童の成長支援という視点にたって、加害児童への指導を行う。
- いじめを見ていた児童が自分の問題として捉えられるように指導する。
- 被害児童の保護者に対する支援をする。加害児童やその保護者への指導の結果を被害者やその保護者へ丁寧に伝える。
- 加害児童の保護者に対し家庭での指導に関する助言を行う。
- 加害児童、その保護者にカウンセリングを受けるよう勧める。
- 保護者会の開催などにより保護者との情報共有を図る。
- いじめと思われる事案が発生した場合、関係機関と連絡を密にして、解決に取り組む。
- 重大事態まではないが、解決に向け難航が予想される事案については、いじめ防止サポートチームの派遣を福島市教育委員会に要請する。
- いじめの解消に向け、本人や保護者への面談などを通じて、継続的に確認する。

(5) 重大事態への対応

- 躊躇することなく、速やかに対応する。
- いじめ防止委員会を招集し、事実関係を明確にするための調査の実施し、福島市教育委員会へ報告を行う。（7日以内に市教育委員会を通じて市長に）
- 見守り体制を整え、被害児童の生命・安全を最優先する。
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、養護教諭等と連携し、被害児童の心のケアを図る。
- 加害児童の成長支援という視点にたって、毅然とした態度で加害児童への指導を行う。
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については警察との連携を図る。

- 福島市教育委員会の判断のもと、いじめに関する対応を行う。
調査主体を学校とした場合（原則、不登校重大事態は学校の調査主体で行う。）
 - ①適切な外部人材を加えたいじめ対策委員会を設置する。
 - ②事実関係の調査を実施する。
 - ③累積した記録を基に、調査結果をまとめる。
 - ④仮報告後の助言を受けた調査結果を教育委員会に報告する
 - ⑤調査結果を踏まえた必要な措置を講じる。
- 調査主体が「調査委員会」「重大事態調査チーム」となった場合
 - ①指導の記録等を含む調査の資料となる記録を提出する。
 - ②関係する児童やその保護者の聴取について日程等を調整する。
 - ③いじめの内容についての聴取に対し正確に答える。
 - ④調査結果を踏まえた必要な措置を講じる。

(6) 評価と改善

- いじめに対する指導について、被害児童、加害児童を含む全ての児童、保護者の声を真摯に受け止め、いじめ対応に対し改善を図る。
- 学校評議員会において、本方針を基にした具体的な方策について評価してもらい、その結果を受け、学校のいじめ防止基本方針の見直し、改善を図る。
- 学校評価において、日々の困りごと等の相談に適切に対応しているかどうか、評価をもらい改善を図る。
- いじめの発生が0の場合、その事実を児童、保護者に公表する。

いじめ対策委員会 設置要項

1 設置の趣旨

いじめは人間の心を傷つけ、最悪の場合命まで奪ってしまう、人間として絶対に許されない行為である。いじめの未然防止と根絶を図るためには、校長の責任のもと、学校と保護者・地域が連携を取り合い、断固とした姿勢で取り組むことが必要と考え「いじめ対策委員会」（以下「委員会」とする）を設置し、児童への安全把握義務の徹底を図るようとする。

2 委員会の組織運営

- ① 校内委員は「校長・教頭・主幹・教務・生徒指導主事」とする。
- ② 校外委員は「学校評議員」とし、年2回の定例会を実施する。
- ③ 委員会の責任者は校長とし、委員会の進行は教頭が行うものとする。
- ④ 「いじめ対策委員会」は、主としていじめに関する情報交換と問題処理について協議を行う場とする。
- ⑤ 重大事態の発生など、緊急を要するいじめ等の事案が発生した場合は、早急に委員会を招集するとともに市教委と連携し、必要に応じて校外委員以外の第三者も委員会に加え、情報収集・調査に当たる。

3 活動内容

- ① 校外委員は、いじめ（学校内外を問わない）に関する情報を収集する。なお、場合によっては、いじめの事案に限らず学校への連絡・要望等も併せて報告する。
※ 「いじめの事案に限らず」とは
児童虐待的な家庭、児童の問題行動（万引・放火・公共物へのいたずら）、学校内外の安全指導、学級担当への問題行動撲滅に向けての要望等、を指す。
- ② 校外委員からの情報によるいじめ等の事案については、学校側担当者が早急に該当担任に連絡し、事実確認のための調査と今後の対応について協議し、早期解決に努める。
- ③ いじめ等の事案について知り得た個人情報には外部に漏れないようにする。
- ④ 情報内容によっては、冷やかしなどの事案も予想されるが、該当児童が「いじめ」と感じている内容については、取り上げるようにする。なお、中学校・高等学校など本校以外のものとの関連や学校管理下外の活動で発生した事案についても取り上げるようにする。
- ⑤ 校内委員、中でも生徒指導主事は、月ごとの職員会議の「生徒指導について」の中で、情報収集やいじめのチェック、いじめについての研修等について教職員間の共通理解と実践について話し合い、早期発見に努める。

いじめ防止委員会年間活動計画

月	計 画
4	○生徒指導・特別支援協議会・・・いじめ防止年間計画確認 ○職員会議(いじめ防止会議)・・・各学年より、情報交換 ○福島市立公立学校校長・教頭いじめ対応研修会
5	○各委員会・・・心の教育委員会において、いじめに関するアンケート(児童用)の検討 ○いじめ対応研修会校内研修①<全教職員>
6	○いじめ防止月間・・・全校生への呼びかけ いじめに関するアンケート(1回目)実施
7	○いじめに関するアンケートの結果を受けての対応
8	
9	
10	○いじめに関するアンケートの結果を受けての対応
11	○いじめ防止月間・・・全校生への呼びかけ いじめに関するアンケート(2回目)実施 ○いじめ対応研修会校内研修②<全教職員>
12	○いじめに関するアンケートの結果を受けての対応
1	
2	○いじめ防止月間・・・全校生への呼びかけ いじめに関するアンケート(3回目)実施
3	○いじめに関するアンケートの結果を受けての対応 ○本年度の反省

